

## 島根県報

令和2年4月3日(金)

号外第48号

https://www.pref.shimane.lg.jp/

<b>_</b>	

【公告】

行政書士の業務の停止

(総務課) 2

## 公告

行政書士法(昭和26年法律第 4 号)第14条の規定により、次のとおり処分をしたので、同法第14条の 5 の規定により公告する。

令和2年4月3日

島根県知事 丸 山 達 也

- 処分をした年月日 令和2年3月31日
- 2 処分を受けた者の氏名、事務所の所在地及び登録番号
  - (1) 氏名

尾野 弘

- (2) 事務所の所在地江津市都野津町2326-9-102
- (3) 登録番号 第16320985号
- 3 処分の内容
  - 2月間の業務の停止(令和2年4月7日から同年6月6日まで)